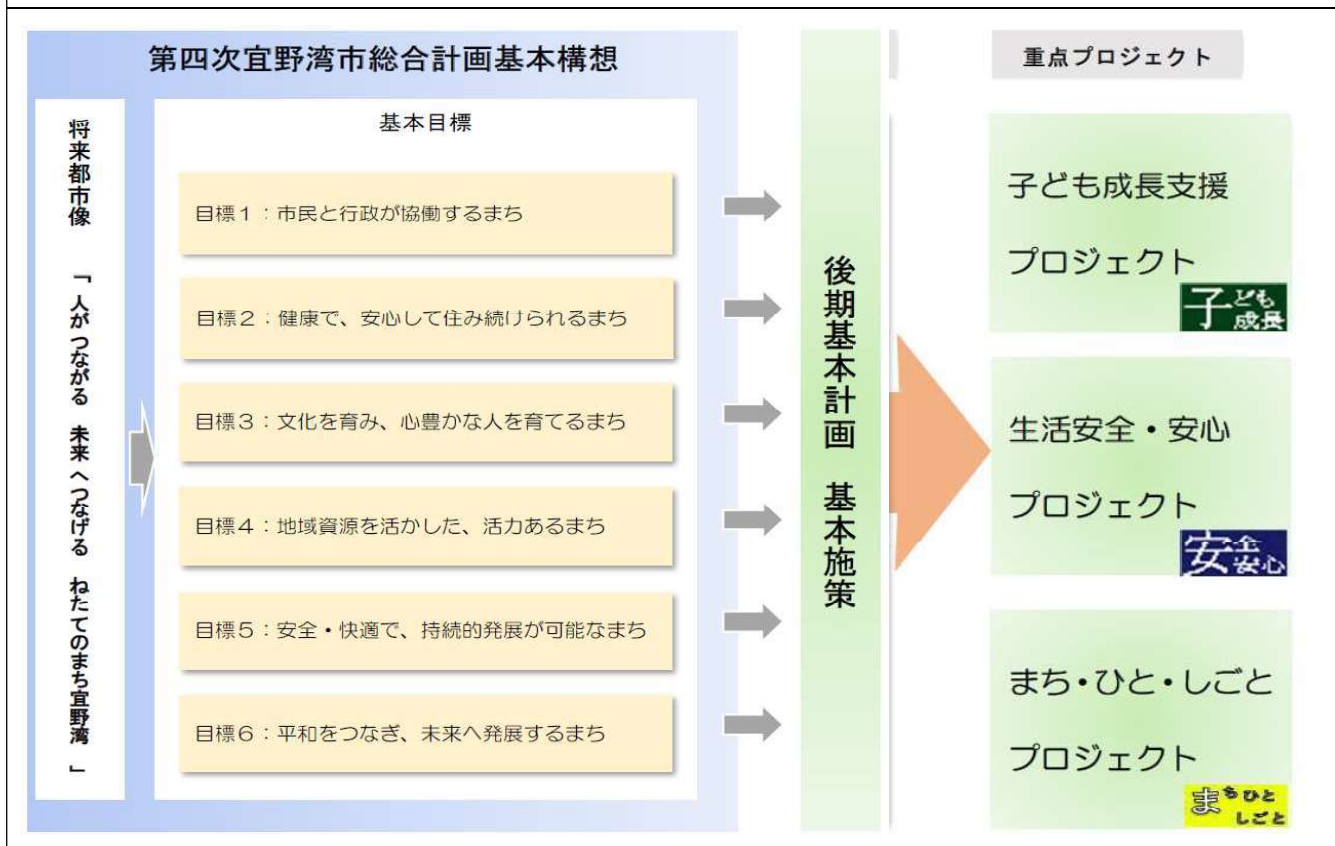


(3)宜野湾市の上位・関連計画等

1)第四次宜野湾市総合計画 後期基本計画

第四次宜野湾市総合計画は本市の将来像を描き、まちづくりの方針とそれを達成するための行動指針を定めた宜野湾市の最上位計画である。本後期基本計画は、前期基本計画で定めた基本構想を受けて、分野別に定めた基本目標を達成するための基本施策を位置付けている。

計画期間:令和3年度～令和6年度(2021 年度から 2024 年度)



基本施策:

目標1:市民と行政が協働するまち

(1) 協働のまちづくりと開かれた行政の推進

：市民、自治会、市民団体、企業、教育機関、行政等がお互いの持つ特性を活かしながら、地域コミュニティの活性化に資する取り組み等により、市民の暮らしを支え合うまちづくりを目指します。また、市報、ホームページ、SNS、窓口等を通し、いつでも誰でも必要とする情報の発信に努めるとともに、市民ニーズを的確に把握し、行政計画等に反映することができる体制づくりを目指します。

目標2:健康で、安心して住み続けられるまち

(1) 地域福祉の推進

：地域での支え合いの仕組みづくりや、福祉を担う心豊かな人づくり等により、市民一人ひとりの個性や考えが尊重されるとともに、市民がお互いに助け合い、幸せに暮らすことのできるまちづくりを目指します。

<現状と課題>

- ・住民相互のつながりが希薄化しており、住民の主體的な活動を基盤としたコミュニティづくりが求められています。
- ・第三次宜野湾市地域福祉計画に基づき、宜野湾市社会福祉協議会と連携し、自治会ごとに地域支え合い活動委員会を展開しています。また「まちでニッコリ(*^_^*) あいさつ・声掛け運動(まちニコ運動)」や「自治会加入促進運動」を展開するなど、連帯意識向上への取り組みを行い、地域福祉推進の基盤づくりに努めています。
- ・市民や地域の抱える様々な課題に対し、関係部署との連携した相談窓口や、包括的な支援体制の充実が必要です。

＜施策の展開＞

① 福祉に対する意識の向上	市民同士が互いに尊重し合いながら、共生する地域社会を目指していきけるよう、福祉の心を育んでいきます。 また、地域活動への参加を促し、担い手となるキーパーソンやボランティアの育成・活用を図ります。	- 福祉教育の充実 - 民生委員、児童委員の確保及び充実 - ボランティアの育成・活用 - 地域を担う人材育成及び資源の掘り起こし
② 支え合いの仕組みと拠点・体制づくり	市民同士が地域において、支え合う関係を構築できるよう、様々な市民活動団体等との連携のしくみづくりやサポート体制の充実を図ります。 また、保健・福祉・医療関連団体や社会福祉協議会のみならず、企業や多様な市民活動団体が参加する包括的な連携体制の構築、及びその総合的な拠点整備を図ります。	- 地域での支え合いをサポートする拠点機能の充実＜重点プロジェクト＞ - 地域づくり等を軸とした連携体制の構築 （仮称）総合福祉健康増進センターの整備に向けた取り組み
③ 権利擁護と相談対応等の充実	判断能力に不安のある方を守るため、権利擁護の充実を図ります。 また、市民や地域の抱える複雑・多様な問題に対し、適切かつ的確にサービスが提供できるように、各種相談窓口の充実を図ります。 さらに、サービスを選択するために必要な情報が行き届くように、情報提供の充実に努めます。	- 権利擁護の充実 - 各種相談窓口の充実と相談体制の確立 - 情報提供の充実

＜目標指標＞

指標	現状値（R1）	目標値（R6）
地域支え合い活動委員会の立ち上げ数	22 自治会	23 自治会
民生委員・児童委員の委嘱率	80.1%	95.2%

（2）子育て支援・子育て環境の充実

：子育て環境のさらなる充実に向け、待機児童解消に資する取り組みや子育て支援ネットワークづくり、ひとり親家庭への自立支援の推進により、誰もが子どもを産み育てやすく、未来の担い手である子どもたちが笑顔で健やかに育つまちを目指します。

（3）児童虐待・DV の防止と被害者支援の強化

：学校・地域・家庭での人権教育等の推進により、児童虐待・DV根絶の気運の醸成を目指します。
また、就業や住宅確保のためのつなぎサポート等により、被害者への自立支援を行うとともに、児童虐待・DV を予防・早期対応することができる体制の構築を目指します。

（4）障がい者（児）福祉の充実

：障がい者（児）を含む全ての市民が暮らしやすい地域社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、日常生活や就労支援により、障がい者（児）が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるまちを目指します。

（5）高齢者介護・福祉の充実

：高齢化が進展する中、高齢者の社会参加を進め、生きがいをもって生活することができるまちを目指します。また、支援や介護が必要となる場合でも、可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、誰もが支え合う共生社会の実現を目指します。

（6）生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進

：誰もが安定した生活が送れるように、生活保護制度や国民年金制度等の周知及び支援を実施するほか、生活困窮世帯に対する就労支援や、子どもたちに対する学習支援を行い、市民の生活向上を目指します。

目標3:文化を育み、心豊かな人を育てるまち

（2）地域に開かれた学校づくりの推進

：学校、家庭、地域が連携した教育活動の充実を図り、教職員の資質の向上及び ICT 環境並びに学校施設環境の整備を進め、地域に開かれた学校づくりを目指します。

目標4:地域資源を活かした、活力あるまち

（5）企業立地と多様な働き方による就労の促進

：新たな産業用地の確保に向けた取り組みや企業誘致、企業の人材ニーズを把握したマッチングの促進及び各産業における人材育成等により、さらなる地域経済の活性化と雇用の創出を目指します。
また、就労環境の向上やシルバー人材センターの活用等により、多様な人々が多様な働き方ができる環境づくりを目指します。

目標5:安全・快適で、持続的発展が可能なまち

（1）防災及び救急・消防体制の強化

：宜野湾市地域防災計画に基づき、常日頃から災害に備えるとともに、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防力の強化に努め、安全・安心なまちづくりを目指します。

2)第8期 宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

本計画は、本市の高齢者がいつまでも地域の中で健康に暮らし続けていくことができるための基本事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業を計画的に実施することを目的として策定されたものである。市町村の介護保険事業を整理した「介護保険事業計画」と、高齢者の保健福祉施策に関する事項を整理した「高齢者保健福祉計画」とを一体的に策定している。

基本理念: チュイシージーの心で支えあう 高齢者が笑顔で住み続けるまち ゴのわん

計画期間: 令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)

基本目標: 1 高齢者が健康に暮らせるまち

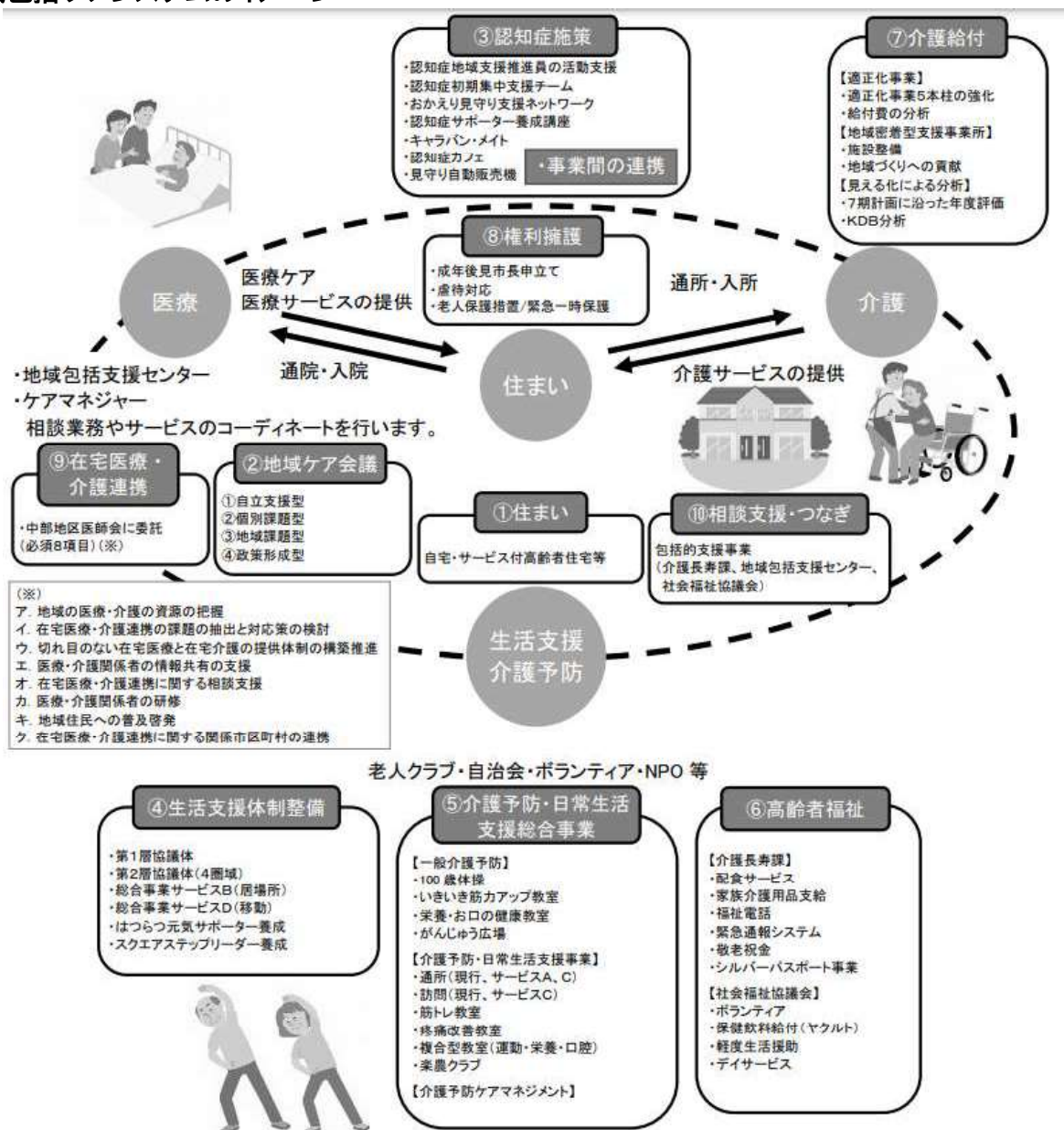
2 高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らせるまち

3 高齢者が尊厳をもって暮らせるまち

4 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち

5 高齢者が充実した介護を受けられるまち

地域包括ケアシステムのイメージ



事業の展開	
基本目標 1 高齢者が健康に暮らせるまち	
2. 介護予防事業の充実 (1) 介護予防把握事業の推進 (2) 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業の推進 (5) 「食」の自立支援事業の実施	
基本目標 2 高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らせるまち	
1. 包括的支援事業 (1) 介護支援専門員に対する支援・指導の充実 (2) 関係機関との連携による包括的・継続的なケアマネジメントの充実 (3) 総合相談支援事業 2. 生活支援体制整備 (1) 生活支援体制の充実・強化 <現状> 地域における、より身近な話し合いの場として4つの中学校圏域で第2層協議体が立ち上がっており、地域について話し合うことで、地域特性や地域課題の把握が進んでいます。(中略) 平成28年度より、第2層の生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託し、第1層は介護長寿課職員が担っています。 <今後の方向性> 各第2層協議体が情報共有や情報発信できる場となり、地域の連携体制・生活支援体制の強化につながるよう自治会、社会福祉協議会、行政、地域包括支援センター、民間企業等とも協働して継続的に取り組みます。 また、今後は地域の課題解決につながる多様なサービスの創出に向け、社会資源の発掘と活用、マッチング機能を活かすことがますます重要となります。そのため、まず第2層協議体を定期的に開催することで、自助・互助の意識が高まり、住民が主体となって地域の課題を話し合う場として機能することを目指します。第2層協議体の状況を勘案しながら、必要に応じて第1層協議体を立ち上げ、連携しながら対応策を検討していきます。 4. 地域ケア会議の強化 (1) 地域ケア会議の充実	
基本目標 3 高齢者が尊厳をもって暮らせるまち	
3. 認知症の人の介護者への支援対策の充実 (1) 認知症カフェ等の設置、活動の推進 4. 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 (1) 認知症高齢者等見守りおかえり支援ネットワーク事業の充実 (2) 権利擁護の取り組み強化	
基本目標 4 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち	
1. 生きがいづくりの充実 (1) 生きがい対応型デイサービス事業の充実 (3) 生涯学習・文化活動の推進 (4) 老人福祉センターの充実 (5) 老人クラブ活動の育成 (6) サークル活動の推進 3. 地域づくり・支え合い活動の充実 (1) ボランティアの育成・確保 (2) 自助・互助の充実に向けた取り組み (3) 「地域支え合い活動委員会」等の充実 (4) 各種社会資源のネットワーク化 4. 住宅・住環境の充実 (2) 利用者の視点に立った環境整備の推進 (3) 高齢者に配慮した市営住宅等の確保・充実 (4) 住宅改修の利用支援の推進 5. 災害時対応等の充実 (1) 地域防災計画などの推進 (2) 災害時要援護者避難支援計画の推進及び周知 (3) 災害情報提供体制の充実	
日常生活圏域の設定 ①基礎的生活圏域： 自治会の区域を基礎的生活圏域として設定 ②日常生活圏域： 社会福祉資源等が一定程度分布している特性を生かし、高齢者を支援する関係者の連携体制の充実強化を図る範囲として、4つの圏域(「普天間」地区・「真志喜」地区・「嘉数」地区・「宜野湾」地区)を設定。 また、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らしていけるよう、各圏域の地域包括支援センターを拠点として高齢者の各種支援を行っていくとともに、地域に密着した介護保険サービスとして日常生活圏域ごとに地域密着サービスの提供を図る。 ③市圏域： 総合的な相談支援や本市の高齢者施策を統括、調整する範囲として、市圏域を設定。 市域中央部に米軍基地が立地することから、市民の利便に供するため、複数の地域包括支援センターを拠点として総合相談機能の強化を図る。	

3)第四次宜野湾市障がい者基本計画

本計画は、障害者基本法に基づき、障がいのある人もない人も分け隔てなく地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加を推進するための施策に関する基本的な計画として策定されたものである。計画の策定にあたり、国や都道府県の障害者計画を基本としている。

■計画期間:平成 30 年度～平成 35 年度	
■基本理念:1. 差別のない平等な社会づくり 2. 自己選択・自己決定による自立の尊重 3. 人と人がつながるやさしい宜野湾市の実現	
■めざす姿:チュイシージーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち	
■基本的視点:(1)障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援(2)当事者本位の総合的な支援 (3)障がい特性等に配慮した支援(4)アクセシビリティの向上	
■基本方針 (1)全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち (2)障がい者の自立支援に取り組むまち (3)チュイシージーの地域づくりを進めるまち	1. 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち (1) 相談支援の充実 1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進 (2) 情報提供・意思疎通支援の充実 1) 情報提供の充実 2) 意思疎通支援の充実 (3) 差別の解消及び権利擁護の推進 1) 差別解消・合理的配慮の普及啓発 2) 権利擁護・虐待防止の推進 (4) 社会参加のための環境づくり推進 1) バリアフリーの推進 2) 外出・移動支援の推進 (5) 障がいの早期発見・早期支援の充実 1) 妊婦並びに乳幼児等の健康づくり推進 2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進 3) 精神保健福祉の推進 基本理念1 差別のない平等な社会づくり 〈めざす姿〉 チュイシージーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち 基本理念2 自己選択・自己決定による自立の尊重 基本理念3 人と人がつながるやさしい宜野湾市の実現 2. 障がい者の自立支援に取り組むまち (1) 療育・保育・教育支援の充実 1) 療育・保育体制の充実 2) 特別支援教育の充実(インクルーシブ教育システムの推進) (2) 生活支援の充実 1) 住まいの整備・確保等推進 2) 障害福祉サービス等の充実 3) 障がい児支援の充実 4) 生活安定のための支援の推進 5) その他生活支援の推進 (3) 就労及び自主活動支援の充実 1) 就労支援の推進 2) 学習・余暇活動の推進(自主活動の推進) 3. チュイシージーの地域づくりを進めるまち (1) 共生社会(インクルーシブ社会)づくりの推進 1) 障がい及び障がい者理解の促進 2) 支え合えるまちづくりの推進 (2) 防災・消費者被害対策の推進 1) 防災対策の推進 2) 消費者被害保護対策の推進

4)宜野湾市第6期障がい福祉計画及び宜野湾市第2期障がい児福祉計画

本計画は、令和2年に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の内容を踏まえ、本市の状況と前計画からの新たな成果目標、サービスの見込み量及びサービス確保に向けた考え方などを定めた障がい福祉計画および障がい児福祉計画である。また本計画は、『第四次宜野湾市障がい者基本計画』におけるサービス等の提供体制に係る実施計画としての性格を有する。

◆計画期間:令和3年度～令和5年度
◆基本理念及びめざす姿:『第四次宜野湾市障がい者基本計画』と共有
●第6期障がい福祉計画
◆成果目標の設定 (1) 施設入所者の地域生活への移行 ・地域移行を希望する施設入所者への支援体制を構築するため、迅速に入所施設・相談支援員・地域移行支援事業所・計画相談支援事業所等が連携を図る ・地域で生活するため、移行者に対する地域の理解・協力を深める取組みを実施 ・地域生活を支援する「自立生活援助事業」の確保 (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・宜野湾市地域自立支援協議会を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置 (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ・宜野湾市及び周辺市町村に立地する複数の機関が分担して機能を担い（面的整備）、地域生活支援拠点を確保する (4) 福祉施設から一般就労への移行等 ・就労定着支援事業所や就労移行支援事業所等、障がい者が働く企業、医療機関及びその他関係機関が連携し、就労定着に向けた体制の構築 ・就労定着支援事業所等の社会資源の確保に向け、地域自立支援協議会において検討するとともに支援員の資質向上を支援 (5) 相談支援体制の充実・強化等 〈基本指針〉 ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することを基本とする。 ・これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。 ・担い手としては、「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、他機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」事業も示されている。 ・障害福祉の総合的・専門的な相談支援体制の整備を進めるにあたり、基幹相談支援センターの設置に向けて取り組みを強化 (6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組 ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築 ◆地域生活支援事業の見込み量及び実施方策 (3) 相談支援事業(基幹相談支援センター等機能強化事業) ・相談件数の増加を踏まえ、令和3年度より1か所の障がい者相談支援事業所の増加並びに令和5年中に基幹相談支援センター1か所の設置を目指します。 ・相談窓口には専門資格を有する相談支援員を配置するとともに、相談支援員等のスキル向上を図ります。また、相談件数の増に対応していけるよう相談支援員の体制強化を図るほか、適切な支援となるよう、関係機関等の相談員との連携強化に取り組みます。

●第2期障がい児福祉計画

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置
 - ・児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障がい者相談支援事業所等との連携体制を構築し、令和5年度中の児童発達支援センターとしての機能を確保
- (2) 保育所等訪問支援の充実
 - ・保育所等訪問支援を展開できる市内事業所の参入支援
 - ・児童発達支援センターの機能の確保と体制構築
- (3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
 - ・宜野湾市地域自立支援協議会を活用し、協議の場を設置
 - ・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
- (5) 発達障がい者等に対する支援

5)第二期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画

本計画は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、または保育の量的拡大および確保、ならびに地域における子ども・子育て支援の充実を目的として策定された計画である。

計画期間：令和2年度～令和6年度(5か年)						
◆基本理念：「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」						
◆基本的な考え方 ○子どもの視点に立ち、主体的な成長を支えるまちづくり ○安心して子を生み育て、生きる喜びを実感できるまちづくり ○地域コミュニティの再生によるふれあいのまちづくり						
◆基本目標 基本目標1：教育・保育と子育て支援の質の向上と安定的な提供 基本目標2：切れ目のない子どもの健やかな育ちの支援 基本目標3：子育てしやすい社会環境の整備						
◆第2期子ども・子育て支援事業計画施策案						
基本目標1：教育・保育と子育て支援の質の向上と安定的な提供 <table border="1"> <tr> <td>基本施策 1-4：多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実</td></tr> <tr> <td>2 地域子育て支援拠点事業の充実 3 利用者支援事業の充実 4 ファミリー・サポート・センター事業の充実</td></tr> <tr> <td>7 子ども・子育て支援の情報提供</td></tr> <tr> <td>基本施策 1-5：子どもの居場所づくり</td></tr> <tr> <td>1 児童センターの充実 2 児童健全育成巡回事業「じゃんけんぽん」の継続実施</td></tr> <tr> <td>3 放課後児童健全育成事業の推進 5 子どもの居場所運営支援事業の継続・拡充</td></tr> </table>	基本施策 1-4：多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	2 地域子育て支援拠点事業の充実 3 利用者支援事業の充実 4 ファミリー・サポート・センター事業の充実	7 子ども・子育て支援の情報提供	基本施策 1-5：子どもの居場所づくり	1 児童センターの充実 2 児童健全育成巡回事業「じゃんけんぽん」の継続実施	3 放課後児童健全育成事業の推進 5 子どもの居場所運営支援事業の継続・拡充
基本施策 1-4：多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実						
2 地域子育て支援拠点事業の充実 3 利用者支援事業の充実 4 ファミリー・サポート・センター事業の充実						
7 子ども・子育て支援の情報提供						
基本施策 1-5：子どもの居場所づくり						
1 児童センターの充実 2 児童健全育成巡回事業「じゃんけんぽん」の継続実施						
3 放課後児童健全育成事業の推進 5 子どもの居場所運営支援事業の継続・拡充						
基本目標2：健やかで切れ目のない子どもの育ちの支援 <table border="1"> <tr> <td>基本施策 2-3：障がい児・発達面で支援が必要な子等への様々な支援</td></tr> <tr> <td>1 育ちの支援に関する相談、支援の推進 5 障がい児をもつ家族への支援</td></tr> </table>	基本施策 2-3：障がい児・発達面で支援が必要な子等への様々な支援	1 育ちの支援に関する相談、支援の推進 5 障がい児をもつ家族への支援				
基本施策 2-3：障がい児・発達面で支援が必要な子等への様々な支援						
1 育ちの支援に関する相談、支援の推進 5 障がい児をもつ家族への支援						
基本目標3：子育てしやすい社会環境の整備 <table border="1"> <tr> <td>基本施策 3-1：児童虐待防止に向けた対策の推進</td></tr> <tr> <td>1 育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)の推進 2 要保護児童対策地域協議会の充実</td></tr> <tr> <td>3 虐待のある家庭等に対する対応の充実</td></tr> </table>	基本施策 3-1：児童虐待防止に向けた対策の推進	1 育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)の推進 2 要保護児童対策地域協議会の充実	3 虐待のある家庭等に対する対応の充実			
基本施策 3-1：児童虐待防止に向けた対策の推進						
1 育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)の推進 2 要保護児童対策地域協議会の充実						
3 虐待のある家庭等に対する対応の充実						

6) 宜野湾市子ども未来応援計画

本計画は、「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、将来に向かって夢や希望を持って成長していける地域社会の実現を目指す」ことを理念とし、すべての子ども・子育て家庭に対する支援を総力的に取り組み、貧困の連鎖を断つことを目的として策定された計画である。

計画期間: 2019(平成 31)年度～2023(平成 35)年度

◆基本理念: すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、将来に向かって夢や希望を持って成長していける地域社会の実現をめざす

◆基本目標: 1. 子どもや若者達への支援 2. 保護者への支援 3. 推進体制の構築

◆基本施策:

《基本目標1: 子どもや若者たちへの支援》

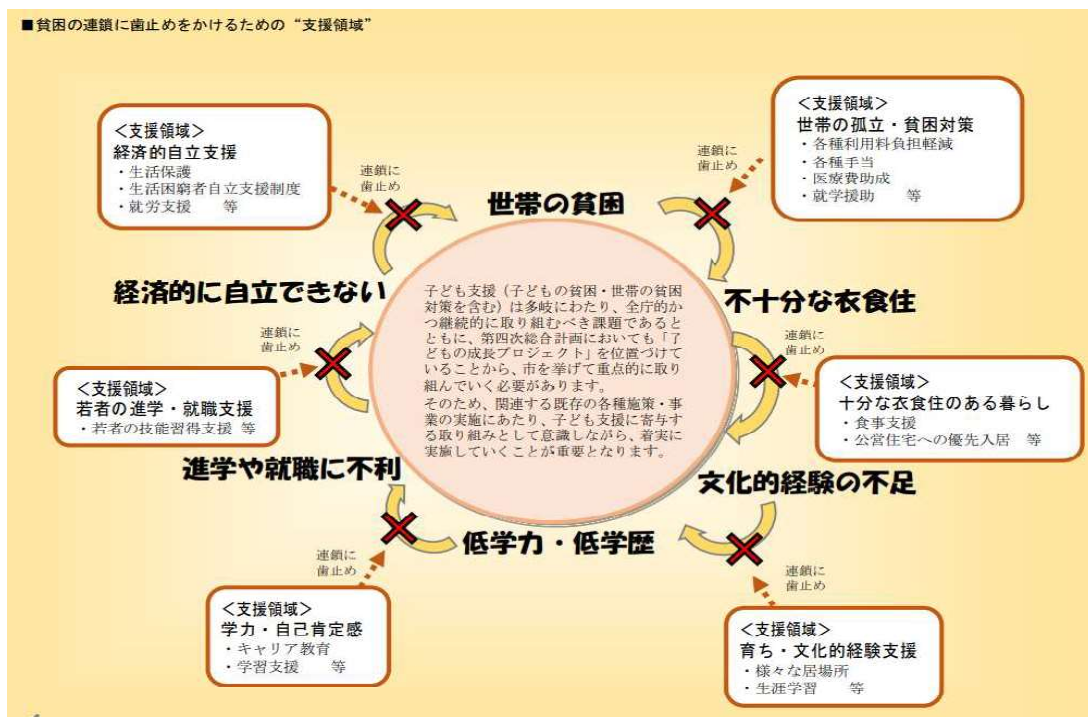
- (1) 幼少期からの基本的生活習慣の確立と健全な心身の育成
 - 2) 多様な体験の場・機会の提供支援
- (2) 確かな学力と豊かな創造性の育成支援
 - 1) 学校を核としたプラットフォームの構築
 - 2) 自己肯定感・学力向上に資する取り組みの充実
- (3) 支援を要する青少年のための取り組み
 - 2) 若年者に対する学び直し・就労等支援

《基本目標2: 保護者への支援》

- (1) 子育ての不安・負担感の軽減に向けた支援
 - 1) 妊娠・出産・育児に係る不安・負担の解消
 - 2) 支援を要する家庭及び妊産婦に係る専門的・継続的支援
- (2) 保護者の生活基盤を支えるための支援
 - 1) 経済的負担の軽減
 - 2) 住まいの確保・家事援助等の生活支援
 - 3) 就労対策による支援
- (3) ひとり親家庭への支援
 - 1) ひとり親家庭の自立促進

《基本目標3: 推進体制の構築》

- (1) 取り組みを継続するための基盤の充実
 - 1) 相談の場・情報提供の充実
 - 2) 継続的な支援に向けた人材の確保と育成・安定的な財源確保
 - 3) 連携体制の充実



7)第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画

本計画は、宜野湾市におけるひとり親家庭等を取り巻く環境変化やニーズを捉えつつ、国の法制度や今後の動向にも着目し、経済的支援のみならず就労支援や育児・生活支援、相談事業の充実等、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図ることを目的として策定されたものである。

計画期間:2018(平成30)年度～2022(平成34)年度(5ヵ年)	
基本姿勢:様々な場面において支援を必要とするひとり親家庭等に対し、就業支援の更なる拡充と、きめ細やかな福祉サービスの推進とに主眼を置き、行政や当事者団体、地域等、多様な支援の活用を図る中で、各種支援策を総合的に展開する。	
基本目標: 1. 相談・情報提供体制の強化 2. 子育て及び生活支援 3. 就業に対する支援 4. 自立に向けた経済支援 5. 養育費の確保	
具体施策	
1. 相談・情報提供体制の強化	
1)相談窓口・情報提供の強化 ・各種広報媒体を用いた情報提供の強化 等	
2)関連機関等との連携、当事者団体の育成 ・地域における支援体制の強化 ・多様なネットワークづくりへの支援 等	
2. 子育て及び生活支援	
1)子育て支援の強化 ・ファミリー・サポート・センター事業の強化 ・地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業による子育て相談の強化 等	
2)生活の場の支援強化 ・母子生活支援拠点の設置 等	
3)日常生活支援の強化 ・日常生活支援事業の利用促進 等	
3. 就業に対する支援	
2)就業に向けた能力開発に対する支援 ・就労支援講座等の案内の充実と受講促進 等	

8)宜野湾市健康増進計画 健康ぎのわん 21(第2次)

本計画は、国が掲げた健康増進法に基づき、全ての市民が健やかで穏やかに暮らすことの出来る生活(社会)を目指して、壮年期死亡や要介護状態を減少させ健康寿命の延伸を図ることを目的として策定したものである。また、今回の第2次計画ではこれまでの取組みの評価や新たな健康課題などを踏まえた計画として定められた。

計画期間:平成 26 年度～平成 35 年度

基本目標:・健康寿命の延伸に向けた取組みの推進

・働き盛りの健康増進と早世予防

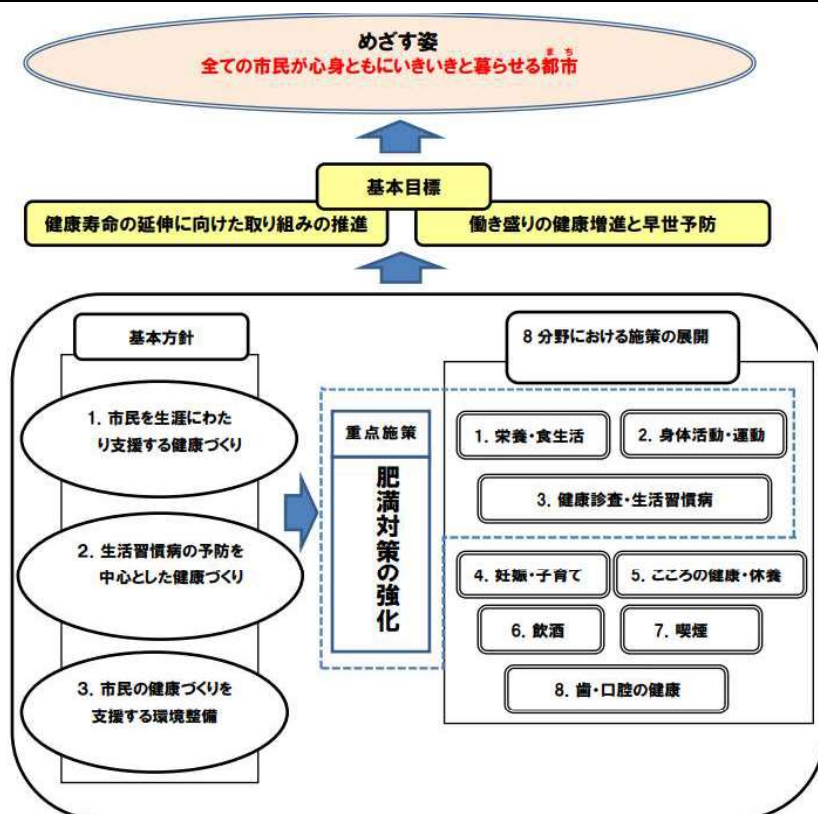
重点施策:肥満対策

(1)全てのライフステージにおける健康的な生活習慣(栄養・食生活、運動)の推進(一次予防)

- ・妊娠中から高齢者までの適切な食生活の推進
- ・食生活改善のための情報発信と支援の充実
- ・運動に関する情報発信と機会の提供
- ・身体活動に取り組みやすい環境整備

(2)肥満の早期改善による生活習慣病予防の強化及び重症化予防

- ・健康診査・がん検診の周知及び未受診者対策の強化
- ・健康診査後の保健指導の強化
- ・生活習慣病重症化対策の推進



施策の展開:

- (1)栄養・食生活: 1. 妊産婦、乳幼児及び学童期からの適切な食生活の推進
2. 食生活改善のための支援の充実 3. 高齢者への食の支援
- (2)身体活動・運動: 1. 健康に関する情報発信及び機会の提供
2. 身体活動に取り組みやすい環境整備 3. 高齢者の健康づくり支援
- (3)健康診査・生活習慣病: 1. 健康診査・がん検診の受診勧奨
2. 生活習慣病予防等に向けた支援体制の充実
- (4)妊娠・子育て: 1. 思春期より性や妊娠に関する正しい知識の普及
2. 安心して妊娠、出産ができるための支援の充実
3. 安心して子育てができるための支援の充実
- (5)こころの健康・休養: 1. こころの健康に関する情報提供の充実
2. こころの健康を保つための支援体制の充実
- (6)飲酒: 1. 飲酒に対する正しい知識と節度ある適度な飲酒の普及啓発
2. 未成年者の飲酒防止 3. 妊産婦への飲酒のリスクに関する教育・啓発
- (7)喫煙: 1. 未成年者及び妊産婦の喫煙防止対策の推進
2. 喫煙、受動喫煙による健康被害の周知と禁煙への支援
- (8)歯・口腔の健康: 2. 歯周病予防の支援・啓発 3. 高齢者の口腔機能の維持・促進

9)第3次宜野湾市地域福祉活動計画

本計画は、「すべての住民が安心・快適に暮らせるまちづくりをめざして」地域福祉を推進することを目的とし、市社会福祉協議会が策定した活動計画である。本市の行政計画である「第3次宜野湾市地域福祉計画」と整合を図りながら行政と社協とで連携・協働して地域福祉を推進することが掲げられている。

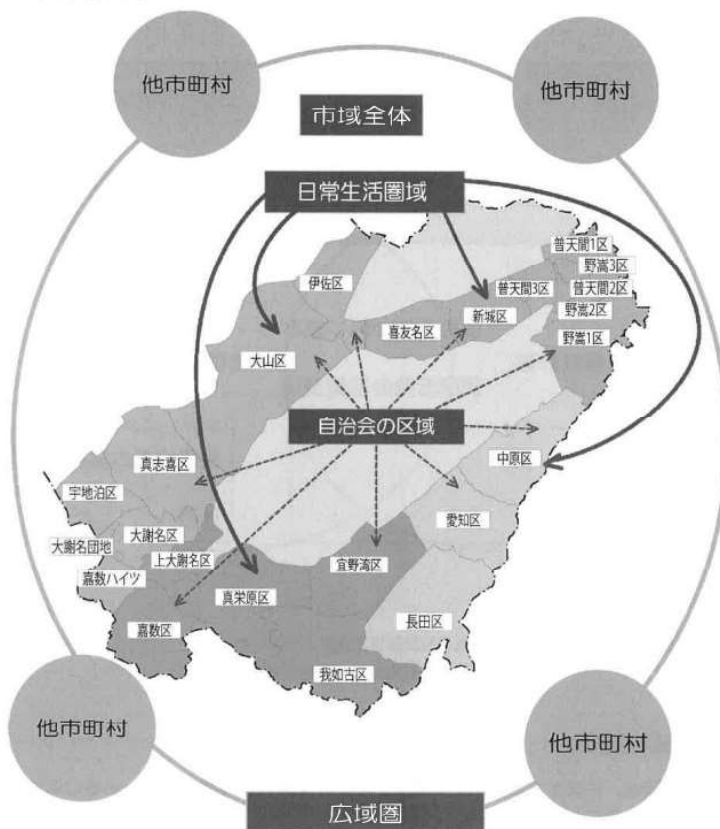
■計画期間:平成 28 年度～平成 32 年度(5か年)

■基本理念:チュイシーの心で創る 人と人につながるやさしい都市 ^{まち} ぎのわん

■福祉圏域の範囲:

<福祉圏域の図>

身近な地域で、「福祉サービスの提供」や「市民の活動」をスムーズにするため、地域の範囲を右図のように設定している。



■基本目標:目標 1 : みんなで支える地域づくり 目標 2 : 福祉を担う心豊かな人づくり

目標 3 : すべての人にやさしい福祉のまちづくり

目標 4 : 組織強化に努めます

目標 5 : 財政基盤強化に努めます

■重点プロジェクト:

1. 「子どもたち一人ひとりが輝ける都市を目指して」～今、私達に出来ること～

: 子ども達ひとり一人が健やかな成長を地域社会で育み、自己肯定感を高め、希望や夢を持てる地域社会づくりを宜野湾市・市内各関係機関との協働連携を図りながら実践していきます。

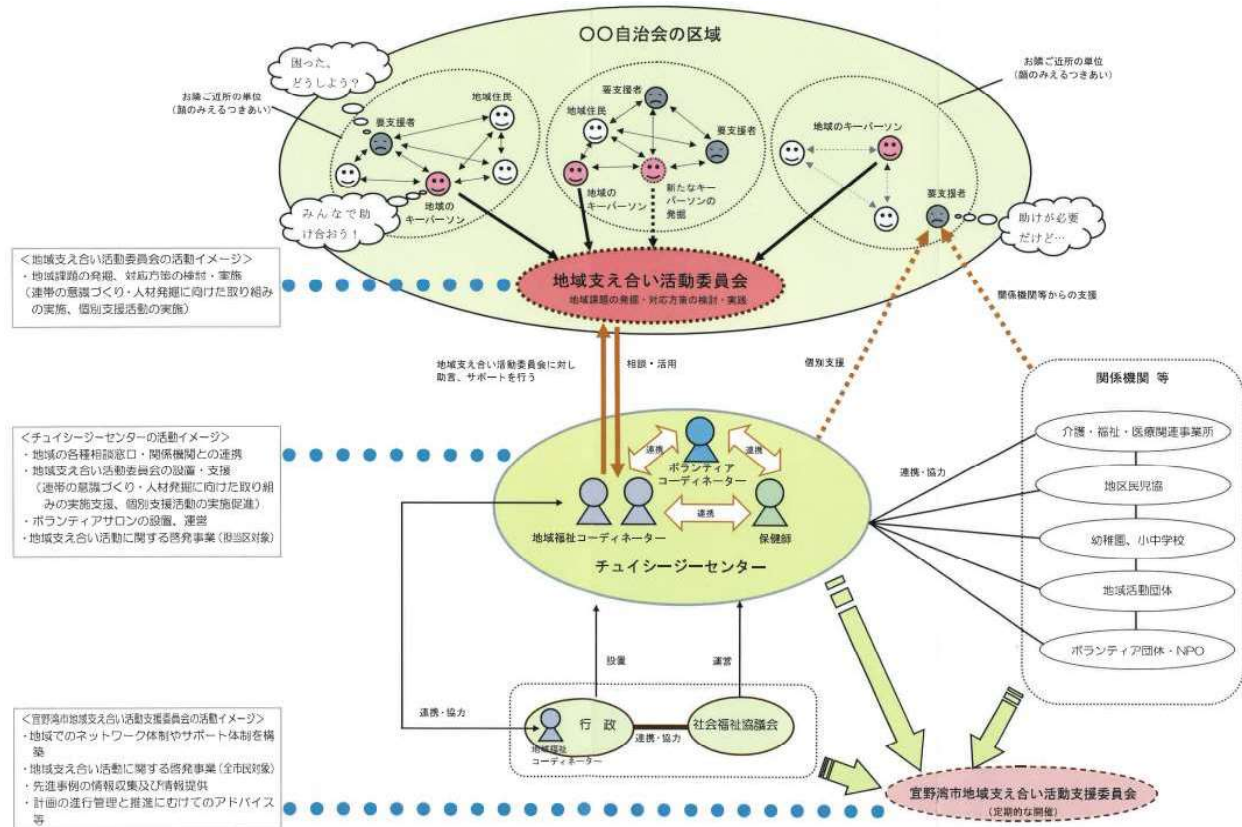
2. 「生活困窮世帯への支援強化」～自立した生活を目指して～

: 貧困の連鎖を断ち切るべく自立生活に向けた福祉サービスの充実や宜野湾・市内各関係機関との協働連携を図りながら実践していきます。

3. 「社会福祉法人運営協議会(仮称)の充実に向けて」～法人としての地域貢献活動～

: 宜野湾市内における地域課題に目を向け、社会法人が一体となって意見交換を交わしながら解決に向けた取り組みを実践していきます。

■地域福祉の推進体制(宜野湾市チュイシーゼネットワーク～地域の支え合いのしくみ～)



目標 1：みんなで支える地域づくり

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (1) 連携体制の充実 | 1) 「地域支え合い活動委員会」の充実
2) 地域福祉コーディネーターの活動の充実 |
| (2) 活動の場の充実 | 1) チュイシーゼセンターの周知・活用促進
2) 自治会・福祉団体の活性化
3) 地域での居場所・活動の場の充実 |
| (3) 地域で取り組む
防災・防災対策の充実 | 1) 避難行動要支援者に対する支援の充実 |
| (4) 生活困窮者自立支援
対策の推進 | 1) 住居の確保並びに自立支援に向けた支援
2) 生活に対する支援の実施 |
| (5) 子どもの貧困対策
の充実 | 1) 貧困の連鎖を断ち切るための包括的な支援 |
| (6) 新しい福祉課題に
向き合う社会福祉法人
の責任と使命 | 1) 社会福祉法人等の社会貢献、公益活動の実施 |
| (7) 社会参加と安心して
暮らせるまちづくり | 1) 生活支援体制整備事業の推進 |
| (8) 高齢者の居場所づくり・
福祉サービス支援 | 1) 高齢者生活支援事業の実施
2) 給食サービス事業・見守り活動の実施 |
| (9) 子ども達の居場所づくり・
福祉サービス支援 | 1) 子ども達の居場所づくり・福祉サービス支援 |

目標 2：福祉を担う心豊かな人づくり

- | | |
|------------------|---|
| (1) 担い手の育成 | 1) 福祉教育の充実
2) 地域を担う人材・資源の掘り起し・育成
3) 民生委員・児童委員や福祉団体の養成・支援 |
| (2) ボランティアの育成・活用 | 1) ボランティア活動の充実
2) ボランティアコーディネーターの活動の充実
3) 福祉活動の充実に向けた取り組み |

目標 3：すべての人にやさしい福祉のまちづくり

- | | |
|--------------------|---|
| (1) バリアフリーのまちづくり | 1) 移動手段の確保
2) 福祉サービス及び情報提供の充実 |
| (2) 相談支援・情報提供体制の強化 | 1) 相談窓口の充実
2) 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり |
| (3) 権利擁護の仕組みの充実 | 1) 福祉サービス利用援助事業の充実促進
2) 子どもから高齢者の権利侵害や虐待防止への連携 |

目標 4：組織強化に努めます

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 宜野湾市社会福祉協議会組織体制強化 | 1) 理事・評議員会の体制強化
2) 監査体制強化
3) 事務局運営の強化 |
|-----------------------|---|

目標 5：財政基盤強化に努めます

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 宜野湾市社会福祉協議会財政基盤強化 | 1) 自主財源の確保について
2) 社協会費について
3) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動について
4) 中期財政プランについて |
|-----------------------|--|

10)第3次宜野湾市男女協働参画計画～はごろもぶらん～(改定版)

本計画は、男女が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、宜野湾市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定された。平成 27 年度に 10 年計画として策定された「第3次宜野湾市男女協働参画計画」が令和元年度で折り返し地点となることから、社会情勢の変化を鑑みて内容を改定したものである。

計画期間:平成 27 年度(2015 年度)～令和6年度(2024 年度)(10 年間)※令和元年度 改定
基本理念:性別や世代を越えて共に輝く男女共同参画都市ぎのわん
基本方針:(1)男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進 (2)互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現 (3)DV(配偶者等からの暴力)等の根絶に向けた取り組みの推進 (4)男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり
具体施策の展開
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進
(2) 学校教育・保育、社会教育等における男女平等教育の充実 2) 社会教育における学習機会の確保 ①生涯学習関連講座における学習機会の確保
2. 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現
(2) 人権の尊重と広い視野で多様性を認め合う社会づくり 1) 人権の尊重に係る啓発教育 ①人権に係る各種啓発活動の実施 ②学校における人権教育の推進
3. DV(配偶者等からの暴力)等の根絶に向けた取り組みの推進
(1) DV(配偶者等からの暴力)等防止に向けた取り組み 1) 多様な媒体による効果的な広報・啓発の推進 ①あらゆる暴力を防止するための啓発 ②関係法令等の周知徹底 2) 相談体制の充実 ①相談体制の充実 ③相談窓口の周知 3) 被害者支援体制の充実 ①通報・通告義務の周知 ②児童虐待の早期発見・対応の充実 ③地域コミュニティの強化による早期発見・対応の充実 ④被害者情報保護の支援措置 ⑤一時保護施設との連携 ⑥DV被害者等の転居支援 ⑦加害者への対応

11)宜野湾市住生活基本計画

本計画は、宜野湾市のこれまでの住宅施策の取り組みや空き家対策等の課題を踏まえつつ、国の新たな住宅政策の流れに対応していくため策定されたものである。本計画策定と並行し「宜野湾市公営住宅等長寿命化計画」の見直しが行われることから、そちらとの施策の整合性も図られたものとなっている。

計画期間:平成 31(2019)年度～平成 40(2028)年度 (10 年計画)
基本理念:誰もが住みよい ねたてのまち・宜野湾
住宅政策の目標:(1)良質で安全な居住環境の実現 (2)住宅セーフティネット等による安心な暮らしの実現 (3)愛着の持てる住まい・まちづくり
具体的な展開: 1. 良質で安全な居住環境の実現 (3) 安全な住宅・住環境の確保 3) 災害に強い住環境づくりの推進 地域住民との協働により、身近な住環境の安全性向上を図るため、防災訓練の実施等を通して防災意識の向上に努めるとともに、自主防災組織の設立支援・育成を行う。 2. 住宅セーフティネット等による安心な暮らしの実現 (1) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保 2) 福祉分野・部局との連携による居住の安定確保 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築・充実に努めるとともに、高齢者の住まいの確保を進めていくため、サービス付き高齢者向け住宅の普及に努める。また、認知症高齢者や障がい者の地域での自立した生活を支援できるよう、グループホームの確保を促進していく。 高齢者や障がい者、ひとり親家庭の民間賃貸住宅への入居を支援するため、関係機関との連携を図りながら居住サポート事業の実施を検討する。 ＜具体的取組＞ ・サービス付き高齢者向け住宅登録制度に関する情報の提供 等 4) 民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保 沖縄県との連携を図りながら地域優良賃貸住宅制度の普及を図るとともに、高齢者住宅財団の家賃債務保証制度の周知・活用促進を図り、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯等の賃貸住宅への入居を支援する。 ＜具体的取組＞ ・高齢者住宅財団の家賃債務保証制度の有効活用 等 (3) 住宅・住環境のバリアフリー化の推進 1) 住宅のバリアフリー化の促進 高齢者や障がい者が住み良い住宅を確保するため、各種制度の活用等により、住宅のバリアフリー化を促進する。 2) 公共空間におけるバリアフリー化の推進 「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市内の公共施設・公共空間のバリアフリー化を推進する。また、商業施設等といった多くの人が利用する施設のバリアフリー化を促進していくとともに、市民に対しての福祉のまちづくりに関する意識醸成を図る中で、ソフト面でのバリアフリー対応の充実を促進していくものとする。 ＜具体的取組＞ ・市民意識の醸成によるソフト面でのバリアフリー対応の充実促進 等 3. 愛着の持てる住まいづくり・まちづくり (3) 地域コミュニティとの連携・協働による良好なまちづくりの推進 1) 自治会等の各種団体・組織によるコミュニティ活動の充実 自治会への参加促進を図るとともに、老人クラブや婦人会、青年会等の各種団体・組織への支援に努める中で、日常的な見守り活動や交流、子育て支援、防災活動、地域の美化活動等、各種コミュニティ活動の活性化を図り、安心・快適な住環境づくりを推進する。 ＜具体的取組＞ ・地域の各種団体・組織の各種コミュニティ活動への支援 等

12) 宜野湾市地域防災計画

本計画は、宜野湾市の市域に係る防災に関し、宜野湾市防災会議が定める計画であり、宜野湾市における防災の根幹をなすものである。災害対策を実施する際の行政機関等の処理すべき事務や、住民・事業所等の役割、災害予防・災害時における対策の基本について定めるとともに、これらの対策を推進することにより自助・共助・公助それぞれの主体が機能を発揮し、かつ相互に連携して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としている。

なお、本計画は、東日本大震災等の教訓を踏まえ災害対策基本法等の法令改正がなされたことから、その内容も踏まえた見直しを平成 28 年度に行った。

計画構成： 総則／災害予防計画／災害応急対策計画／災害復旧・復興計画	
防災計画の考え方： 1 想定する災害レベルへの対応 2 地域の社会構造の変化への対応 ア 高齢者・障がい者等の要配慮者の増加等、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、十分な対応を図るよう検討 3 行政の業務継続計画との関係 4 複合災害への対応	
災害予防計画	
第1章 地震・津波災害予防計画 第3節 地震・津波に強い人づくりのための計画 第1 防災訓練計画 1 防災訓練計画の基本方針 (4) 多様な主体の参加 男女のニーズへの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。 第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備 第6 要配慮者の安全確保 津波災害を想定した場合、迅速な避難行動が求められるが、要配慮者は、避難が遅れることが想定されるため、以下の項目の強化を図る。 (1) 沿岸地域の要配慮者の把握 (2) 要配慮者ごとの適切な津波避難方法の確立、周知 (3) 沿岸地域の自治会、福祉団体、企業等が連携して要配慮者の避難支援を行うネットワークの構築 (4) 津波避難訓練の実施、評価	
第2章 共通の災害予防計画 第21節 要配慮者の安全確保体制整備計画 第1 社会福祉施設等における安全確保 第2 不特定多数の者が利用する施設における安全確保 第3 在宅で介護を必要とする住民の安全確保 1 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 市は福祉推進部や健康推進部をはじめとする関係各部の連携の下、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している障がい者団体、福祉事業者、民生委員、自治会、社会福祉協議会等と協力して、避難行動要支援者名簿による情報の共有等、避難支援体制の整備を推進する (1) 避難行動要支援者名簿の対象者（掲載範囲） 避難行動要支援者名簿の作成にあたり、掲載する対象者を明確にするため、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮して属性等の要件を設定する。 (2) 避難行動要支援者名簿の記載事項 避難行動要支援者名簿に記載する事項は以下のとおりとし、市関係各部より情報を入手し、名簿を作成する。なお、市で把握していない情報については、県に対して、情報提供を求めるものとする。名簿作成後も、適宜情報更新を行い、最新の状態に保つよう努める。 (3) 避難行動要支援者名簿の提供及び情報共有 ア 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、以下に示す避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」	

という。)を提供し情報共有する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られない場合においては、提供しないものとする。

(ア) 市関係各部 (イ) 自治会、自主防災組織 (ロ) 民生委員

(エ) 消防団、警察 (オ) 社会福祉協議会 (カ) 福祉事業者、障がい者団体

(6) 個別計画の策定

市は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う支援者や避難支援の方法、緊急避難場所・避難所、避難経路等、具体的な避難方法等について個別計画を策定するよう努める。

(7) 福祉避難所の指定

市は、老人福祉センターや福祉施設等の施設を活用し、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮を受けることができるなど、要配慮者の状態に応じて安心して避難生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定する。

災害応急対策計画

第3章 共通の災害応急対策計画

第8節 要配慮者対策計画

第1 避難行動要支援者の避難支援市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて作成した避難行動要支援者名簿を活用し、また、要配慮者支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

5 避難行動要支援者のために

避難行動要支援者の方々は災害から守るために、地域で協力しあいながら支援していきましょう。

高齢者・寝たきりの方のために

- 緊急の時は、おぶって安全な場所まで避難する。
- 複数の介助者で対応する。
- 不安を取り除くように声をかける。



車いすをご利用の方のために

- 階段では、2人以上の協力が必要で、上がりは前向き、下りは後ろ向きにして移動する。
- 介助者が1人の場合、ひもなどを使用し、おぶって避難する。



目の不自由な方のために

- 緊急の時には、声をかけ、情報を伝える。
- 誘導する場合には、杖を持った方の手には触れず、ひじのあたりを軽くもって、ひじのあたりを軽くもって、歩かせる。



耳が不自由な方のために

- 話す時は、口の開け方をハッキリと、相手にわかりやすいようにする。
- 手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。



避難所での3つのマナー

避難所には、家と違ってたくさんの人たちが集まります。勝手な行動をしたり、まわりに迷惑をかけるようなことはやめましょう。みなさんが不安なときを過ごす場所ですので、お互いに協力し合って過ごしましょう。

① ゆずりあい

避難所は限られたスペースしかありません。ケガをしている人や体の不自由な人などには場所をゆずりあいましょう。また、トイレの順番などもゆずりあいましょう。



② たすけあい

ケガをしている人や体の不自由な人、また病気の人なども避難所には集まります。健康で元気な人たちが先頭にたって、みんなが快適に過ごせるようにたすけあいましょう。



③ おもいやり

大きな声を出したり、走り回ったりすると、まわりの人たちの迷惑になります。お互いにおもいやる気持ちを持って、避難所では過ごしましょう。



宜野湾市では、避難行動要支援者を登録し、関係機関・地域でサポートする制度があります。

問い合わせ 宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会(社会福祉協議会内) ☎892-6525

6 避難時の8つの心得

日頃から避難に必要なものを用意しておくとともに、避難の手順について家族と打ち合わせをしておく、いざというときにあわてずに避難ができます。また、そのときは、ラジオや広報車などからの情報を確認し、一人で行動せず、必ずグループで行動するようにしましょう。

POINT 1 安全な避難経路の確認を

避難所までの経路(避難経路)は、あらかじめ自分たちで決めておき、安全に通行できるかを確認しておきましょう。



POINT 2 非常持出品の事前準備

避難するときの荷物は必要なもののみとし、事前に準備しておきましょう。



POINT 3 正確な情報収集と早めの行動を

ラジオ・テレビで最新の気象情報、災害情報、避難情報に注意しましょう。雨の降り方や浸水の状況に注意し、危険を感じたら早めに行動することをおすすめします。



POINT 4 避難の呼びかけに注意を

危険が迫ったときには、市役所や消防から避難の呼びかけをすることがあります。避難の呼びかけがあった場合には、それに従ってください。



POINT 5 お年寄りなどの避難に協力を

お年寄りや子ども、障がいのある人は、早めの避難が必要です。近所のお年寄りや子どもなどの避難に協力しましょう。



POINT 6 動きやすい服装、2人以上での避難

避難するときには、動きやすい格好で、2人以上での行動を心がけましょう。長靴は禁物です。紐で締められる運動靴がよいでしょう。



POINT 7 車での避難は控えて原則、徒歩で避難

自動車での避難は緊急車両の通行の妨げになりますので、特別の場合を除きやめましょう。



POINT 8 足元に注意

浸水している場所を歩くときは、さぐり棒などをもち、側溝や排水路に転落しないように注意してください。

